

# 監査報告

国立大学法人法第25条第4項及び同法施行規則第1条の2第5項並びに同法35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「法人」という。）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第12期事業年度の業務に関して監査を実施いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、機構長、理事、監査室その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて監査室と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び各機関において業務及び財産の状況を調査しました。

また、法人におけるガバナンス体制や機構長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。

### (2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムに関する業務方法書の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する機構長の職務の執行について、指摘すべき重大な事実は認められません。

### (3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の仕事の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

### (4) 事業報告書

事業報告書は、法令に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。

### (5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月9日

大学共同利用機関法人人間文化研究機構  
機構長 立本 成文 殿

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

監事 小 泉 潤 二

監事 二ノ宮 隆 雄